

別表

区 分		基準額	補助対象経費
病院群輪番制 病院運営事業	休日	別に市長が 予算に定め る額を診療 告示日数(当 番日数)、救 急協力診療 科目日数及 び前年度患 者数を基に 按分した額 (計算式は 欄外)	当番日における病院群輪番制病院(小児科及び 精神科を除く。)の運営に必要な医師等の給与費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利 費等をいう。以下同じ。)
	夜間		
小児救急医療 支援事業	休日	大阪府小児 救急医療支 援事業費補 助金交付要 綱、別表2 の基準額欄 に定める額 に基づき別 に市長が予 算に定める 額を各病院 の診療日数 で按分した 額	当番日における小児科救急を行う病院群輪番 制病院の運営に必要な医師等の給与費及び報償 費(医師雇上謝金)
	夜間		
	夜間加算 (労働基準法 第37条第1項 及び第4項に 定める割増賃 金(時間 125/100以上) 及び深夜 (150/100、 160/100又は、 125/100以上) を手当してい る場合		
歯科急病診療事業		別に市長が 予算に定め る額	堺市口腔保健センター附属休日急病歯科診療所 の運営に必要な次に掲げる経費 (1) 歯科医師、歯科衛生士等出務報酬 (2) 管理経費(薬品費、消耗品費、給与費等)
事業団管理運営事業		4の(1)の ④に定める 事業に要す る経費に当 該事業に充 てる収入を 差し引いた 市長が予算 に定める額	市長が必要と認めた事業団が行う救急確保対策 及び事業団の管理運営に要する経費

(病院群輪番制病院運営事業の基準額計算式等)

(別に市長が定める額 ÷ 全病院診療告示日数 × 各病院救急診療日数)

+ (別に市長が定める額 ÷ 全病院救急協力診療科目診療日数 × 各病院救急協力診療科目
診療日数)

+ (別に市長が定める額 ÷ 前年度全病院救急外来患者数 × 前年度各病院救急外来患者数
+ 別に市長が定める額 ÷ 前年度全病院救急入院患者数 × 前年度各病院救急入院患者数)

診療告示日数(当番日数)は、年間の夜間診療実日数+休日診療実日数、救急協力診療科目日数は、診療科目毎の、年間の夜間診療実日数+休日診療実日数の合計。

按分に用いる前年度実績の患者数は、前年度に実績報告があった患者数とし、実績報告がない場合は患者数を0とする。

申請後に発生した事由により交付決定額が変更となる場合は、当該輪番制病院のみにかかる決定額を変更し、他の輪番制病院の決定額については変更を行わないものとする。

申請後に救急協力診療科目の追加等交付決定額の変更が見込まれる場合は、9に基づく交付決定額を上限とし変更交付申請するものとする。

(注) 診療日数の算出方法は、次のとおりとする。

診療日数は、次の表に規定する区分ごとに定める対象時間を1日として算定するものとする。この場合において、休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日及び休日並びに年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日まで)をいうものとする。

ただし、病院群輪番制運営事業の当番日及び小児救急医療支援事業の当番日が、同一日、同一医療機関及び同一診療体制の場合は、小児救急医療支援事業に係る診療日数は、算定しないものとする。

区 分	対 象 時 間
休 日	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
夜 間	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの